

各 位

紀の川市福祉部高齢介護課長
(公 印 省 略)

訪問型サービスにおける同一建物減算（12%減算）の届出について

平素は介護予防・日常生活支援総合事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
令和6年度介護報酬により新設された、同一建物減算における12%減算（同一敷地内建物等に居住する利用者への提供割合90%以上である場合）に該当する訪問介護事業所は、指定権者への届出が必要となります。同一建物減算を算定している事業所につきましては、下記の点にご留意の上、該当する場合は届出を行っていただきますようお願いします。

記

1. 同一建物減算

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
④12%減算 (新設)	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住するもの（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

2. 判定方法

(1) 計算方法

判定期間（前6月間）に指定訪問介護を提供した利用者の総数のうち、同一建物減算（上記①に該当するもの）の割合が90%以上である場合は12%減算の対象となります。

(判定期間に)

同一建物減算の適用を受けている利用者数 ※ ÷ サービス提供した総数

※②15%減算と③10%減算に該当する利用者は含めません。

(2) 令和 6 年度の判定期間と減算適用期間

R6	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	4 月 1 日から 9 月 30 日	11 月 1 日から 3 月 31 日	10 月 15 日
後期	10 月 1 日から 2 月末日	4 月 1 日から 9 月 30 日	3 月 14 日

(3) 正当な理由の範囲の例示

計算した割合が 90%以上に至ったことについて、正当な理由がある場合は、届出は不要となります。正当な理由に該当するかは下記を参考願います。

a：特別地域加算を受けている事業所である場合

b：判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であるなど事業所が小規模である場合

c：その他正当な理由と認めた場合

※ab に該当する場合は届出は不要です。要件を満たすことがわかる根拠書類を準備し、市から求めがあった場合は提出をお願いします。c に該当する場合は、別紙 10 と根拠書類を併せて市に届出をお願いします。

3. 届出

(1) 届出期限（令和 6 年度）

- ・前期 令和 6 年 10 月 15 日（火）
- ・後期 令和 7 年 3 月 14 日（金）

(2) 届出書類

- ・介護予防・日常生活支援総合費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 50）
- ・介護予防・日常生活支援総合費算定に係る体制等状況一覧表（様式 1-4）
- ・訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙 10）

※別紙 10 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書を利用する場合には、「①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数（要支援者は含めない）」を「①判定期間に指定相当訪問型サービスを提供した利用者の総数」に読み替えてください。なお、この場合の利用者には、一体的に提供している指定訪問介護の利用者は含みません。

(3) 届出先

- ・紀の川市高齢介護課

4. その他

(1) 書類の保管について

90%以上でない場合は届出は不要です。その場合も別紙 10 を作成し、事務所にて 2 年間保存してください。（運営指導の際に提示を求める場合があります。）

(2) 令和 7 年度以降の判定期間と減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	3 月 1 日から 8 月 31 日	10 月 1 日から 3 月 31 日	9 月 15 日
後期	9 月 1 日から 2 月末日	4 月 1 日から 9 月 30 日	3 月 15 日

※届出期限について、15 日が休日の場合は前開庁日までに提出をお願いします。

(担当)

紀の川市福祉部高齢介護課 総合事業班